



基発第0512004号

平成18年5月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育  
講師養成講座等のカリキュラムの改正について

建設業における安全衛生責任者に対する教育については、平成12年3月28日付け基発第179号「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」（以下「第179号通達」という。）により推進するとともに、職長等又は安全衛生責任者に対する教育を担当する講師の養成については、平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座、安全衛生責任者教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（以下「第177号通達」という。）により実施要領を示しているところであるが、今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第1号）の施行により、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第40条に規定する職長等に教育を行わなければならない事項が改められたことを踏まえ、第179号通達及び第177号通達の一部を下記のとおり改めるので、これを了知するとともに、関係事業場に対しその周知を図られたい。

記

1 第179号通達の一部改正

第179号通達の一部を次のように改正する。

記の第1の2中「に代わって当該教育を行う安全衛生団体等」を「の委託を受け当該教育を行う安全衛生団体等（以下「安全衛生団体等」という。）」に改め、なお書を削る。

記の第1の3の(1)を次のように改める。

- (1) 教育カリキュラムについては、別添「職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」によること。なお、別添は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第40条に規定する職長等の教育に建設業における安全衛生責任者教育の科目を加えたもので

あり、既に修了した教育カリキュラムにおいて修めていなかった科目について受講すれば足りるものであること。

記の第1の3の(2)を次のように改める。

(2) 安全衛生団体等が職長・安全衛生責任者教育を行う場合は、次に掲げる者の中から講師を充てること。

① 平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（以下「第177号通達」という。）の別紙2に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者

② 平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の第177号通達（以下「旧第177号通達」という。）の別紙3に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者（旧第177号通達の記の3に基づき所定の科目を修了した者を含む。）であって、第177号通達の別紙2の科目4の「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講したものの

なお、事業者が実施する職長・安全衛生責任者教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

記の第1の3中(3)を削り、(4)を(3)とする。

別添1を次のように改める。

別添

職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引	2時間

き出す方法	」
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1 時間
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方	1 時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

別添 2 を削る。

## 2 第 177 号通達の一部改正

第 177 号通達の一部を次のように改正する。

題名中「、安全衛生責任者教育講師養成講座」を削る。

前文中なお書を削る。

記の 1 の(1)中「、安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムは別紙 2」を削り、「別紙 3」を「別紙 2」に改める。

記の 1 の(2)中「別紙 3」を「別紙 2」に、「」及び「労働災害防止についての」を「及び」に改める。

記の 1 の(3)中「別紙 3」を「別紙 2」に改める。

記の 2 の(2)中「別紙 3」を「別紙 2」に、「12 項目」を「事項」に、「少なくとも 2 項目」を「2 以上の事項」に改める。

記の 2 の(3)中「別紙 3」を「別紙 2」に改める。

記の 2 の(4)中「別紙 1 中の科目 9、別紙 2 中の科目 6 及び別紙 3」を「別紙 1 及び別紙 2」に改める。

記の 3 中「安全衛生責任者教育の講師若しくは」を削り、「安全衛生責任者教育講師養成講座」を「平成 18 年 5 月 12 日付け基発第 0512004 号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の本通達の別紙 2 に示す安全衛生責任者教育講師養成講座」に、「別紙 3」を「別紙 2」に改める。

記の 4 を削る。

別紙 1 を次のように改める。

別紙 1

職長等教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間 (分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び 職長等の役割と職 長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割	30	
	(2) 職長の役割	30	
	(3) 職長等教育の進め方	60	
2 作業方法の決定	(1) 作業手順の定め方	30	80

及び労働者の配置に関すること	(2) 労働者の適正な配置の方法	50	
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法	40	60
	(2) 作業中における監督及び指示の方法	40	60
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法	180*	
	(2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置		
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置	60	
	(2) 災害発生時における措置		
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	80	
	(2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80	
7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方	60	360
	(2) 教材及び指導案の作成		
8 役割演技	(1) 個人発表等		13/回
	(2) 全体討議		20
9 災害事例研究		40	120

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

別紙2を次のように改める。

別紙2

職長・安全衛生責任者教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割	30	
	(2) 職長の役割	30	
	(3) 職長等教育の進め方	60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方	30	80
	(2) 労働者の適正な配置の方法	50	
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法	40	60
	(2) 作業中における監督及び指示の方法	40	60
4 危険性又は有害性等の調査及びそ	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法	180*	
	(2) 危険性又は有害性等の調査の結果		

の結果に基づき講 ずる措置に関する こと	に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方 法	100*	
5 異常時等におけ る措置に関するこ と	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	60	
6 その他現場監督 者として行うべき 労働災害防止活動 に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保 守管理の方法	80	
	(2) 労働災害防止についての関心の保 持及び労働者の創意工夫を引き出す 方法	80	
7 教育技法に関す ること	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	60	360
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議		13/回 20
9 災害事例研究		40	120
10 安全衛生責任者 の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態	20	
	(2) 労働安全衛生関係法令等の関係条 項	30	
	(3) 安全衛生責任者の役割	30	
	(4) 安全衛生責任者の心構え		
11 統括安全衛生管 理の進め方	(1) 安全施工サイクル	120*	
	(2) 安全工程打合せの進め方	30	

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。  
別紙3を削る。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1</p> <p>2 実施者  <u>実施主体は、上記1の対象者を使用する事業者又は当該事業者の委託を受け当該教育を行う安全衛生団体等（以下「安全衛生団体等」という。）とする。</u></p> <p>3 実施方法            (1) <u>教育カリキュラムについては、別添「職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」によること。なお、別添は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第40条に規定する職長等の教育に建設業における安全衛生責任者教育の科目を加えたものであり、既に修了した教育カリキュラムにおいて修めていなかった科目について受講すれば足りるものであること。</u></p> <p>(2) <u>安全衛生団体等が職長・安全衛生責任者教育を行う場合は、次に掲げる者の中から講師を充てること。</u>            ① <u>平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（以下「第177号通達」という。）の別紙2に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者</u>            ② <u>平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の第177号通達（以下「旧第177号通達」という。）の別紙3に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者（旧第177号通達の記の3に基づき所定の科目を修了した者を含む。）であつ</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1</p> <p>2 実施者  <u>実施主体は、上記1の対象者を使用する事業者又は当該事業者</u>に代わって当該教育を行う安全衛生団体等とする。  <u>なお、平成13年度から本教育と労働安全衛生法第60条に定める職長等教育を併せた「職長・安全衛生責任者教育」について、建設業労働災害防止協会各支部、中央労働災害防止協会各安全衛生サービスセンター、各都道府県労働基準協会等において実施が予定されており、これらを活用するよう関係事業場に周知されたい。</u></p> <p>3 実施方法            (1) <u>教育カリキュラムについては、別添1「建設業における安全衛生責任者教育カリキュラム」によること。</u>  <u>また、「職長・安全衛生責任者教育」を行う場合には、別添2「職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」によること。</u></p> <p>(2) <u>教材としては「職長・安全衛生責任者教育テキスト」（建設業労働災害防止協会発行）、「安全衛生責任者の実務必携」（中央労働災害防止協会発行）又はこれらと同等の内容を含むものを使用すること。</u></p> <p>(3) <u>安全衛生団体等が「職長・安全衛生責任者教育」を行う場合は、次に掲げる者の中から講師を充てること。</u>            ① <u>平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座、安全衛生責任者教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（以下「第177号通達」という。）に示す「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者</u>            ② <u>第177号通達記の3に基づき所定の科目を修了した者</u>            ③ <u>第177号通達記の4(2)に示す者</u>            ④ <u>第177号通達記の4(3)に示す2科目を受講した者</u>  <u>また、安全衛生団体等が「安全衛生責任者教育」を行う場合は、上記①から④に該当する者又は第177号通達に示す「安</u></p>

て、第177号通達の別紙2の科目4の「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講したもので、なお、事業者が実施する職長・安全衛生責任者教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

(3) (略)

全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者の中から講師を充てること。

なお、事業者が実施する安全衛生責任者教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

(4) (略)

別添1  
建設業における安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1時間
統括安全衛生管理の進め方 安全衛生管理計画 安全施工サイクル 安全工程打ち合わせの進め方	1時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 作業中における監督指示の方法	1時間
作業設備及び作業場所の保守管理に関すること 作業設備の安全化及び環境の改善の方法 環境条件の保持 安全又は衛生のための点検の方法	2時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	2時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

別添  
職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	

別添2  
職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	

作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1時間
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方	1時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

作業手順の定め方 作業方法の改善 労働者の適正な配置	3時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督指示の方法	3時間
その他現場監督者として行うべき労働災害に関すること 労働災害防止についての関心の保持 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
作業設備及び作業場所の保守管理に関すること 作業設備の安全化及び環境の改善の方法 環境条件の保持 安全又は衛生のための点検の方法	2時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	2時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1時間
統括安全衛生管理の進め方 安全衛生管理計画 安全施工サイクル 安全工程打ち合わせの進め方	1時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

基 発 第 1 7 9 号  
平成 1 2 年 3 月 2 8 日  
改正 基 発 第 1 7 8 号  
平成 1 3 年 3 月 2 6 日  
改正 基 発 第 0 5 1 2 0 0 4 号  
平成 1 8 年 5 月 1 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について

建設工事現場においては、請負契約関係にある事業者が同一の場所において相関連して一の仕事を行うことが多く、それぞれの事業者に雇用される労働者がこのような混在作業を行うことによって生じる労働災害を防止するためには、その現場全体を統括管理する体制が重要である。この統括管理体制を効果的に機能させ、建設現場の安全衛生水準の確保を図るためには、元方事業者により選任される統括安全衛生責任者等のみならず関係請負人により選任される安全衛生責任者が管理監督者として適切に職務を励行することが肝要である。

一方、現場で直接労働者を指揮する職長の労働災害防止に果たす役割はますます重要となっており、このため、「労働大臣安全優良職長顕彰制度」も設けられているところであるが、安全衛生責任者には、このような職長が選任されることが多く、この場合、職長としての職務だけでなく、安全衛生責任者としての職務をも的確に遂行する必要がある。

このようなことから、安全衛生責任者の資質の向上を図る必要があり、今般、建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育を下記第1のとおり推進することとしたので、標記の教育を実施する事業者及び安全衛生団体等に対して、必要な指導援助を行うよう努められたい。

なお、これに伴い、下記第2のとおり、関係通達の改正を行ったので了知されたい。

#### 記

#### 第1 建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育

##### 1 対象者

建設業において、安全衛生責任者として、選任されて間もない者及び新たに又は将来選任される予定の者等とすること。

##### 2 実施者

実施主体は、上記1の対象者を使用する事業者又は事業者の委託を受け当該教育を行う安全衛生団体等（以下「安全衛生団体等」という。）とする。

##### 3 実施方法

(1) 教育カリキュラムについては、別添「職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」

によること。

なお、別添は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第40条に規定する職長等の教育に建設業における安全衛生責任者教育の科目を加えたものであり、既に修了した教育カリキュラムにおいて修めていなかった科目について受講すれば足りるものであること。

(2) 安全衛生団体等が職長・安全衛生責任者教育を行う場合は、次に掲げる者の中から講師を充てること。

- ① 平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（以下「第177号通達」という。）の別紙2に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者
- ② 平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の第177号通達（以下「旧第177号通達」という。）の別紙3に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者（旧第177号通達の記の3に基づき所定の科目を修了した者を含む。）であって、第177号通達の別紙2の科目4の「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講したもの

なお、事業者が実施する職長・安全衛生責任者教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

(3) 安全衛生団体等が実施するものにあつては、一回の教育対象人員は50人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、受講者を15人以下のグループに分けて実施すること。

#### 4 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対してその修了を証する書面を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

## 第2 関係通達の改正

平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」の一部改正

イ 上記通達の別紙「安全衛生教育推進要綱」の2.(2)中⑤の次に「⑥安全衛生責任者」を追加する。また、3.(4)の次に「(5)安全衛生責任者に対する選任時の教育」を追加し、以下(5)を(6)に、(6)を(7)に、(7)を(8)に、(8)を(9)に、(9)を(10)に、(10)を(11)に、(11)を(12)に改める。

ロ 上記要綱の別表に対象者欄の2.管理監督者の「(4)作業指揮者」の下に「(5)安全衛生責任者」の項目を追加し、種類欄に「選任時教育」を、実施時期欄に「新たに選任された時」を、教育内容欄に「当該業務に関する全般的事項」を追加する。

ハ 上記要綱の別図教育の対象者欄中2.管理監督者の「作業指揮者」の下に「安全衛生責任者」を、就業時教育欄中「指名時教育」の下に「選任時教育」を追加する。

## 職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	) 2 時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	) 2.5 時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	) 4 時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	) 1.5 時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	) 2 時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	) 1 時間
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方	) 1 時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

## 職長等教育及び職長・安全衛生責任者教育のカリキュラムの対応関係

教 科 目	職長等教育 (時間)	職長・安衛責任 者教育 (時間)
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	) 2	) 2
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	) 2.5	) 2.5
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	) 4	) 4
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	) 1.5	) 1.5
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	) 2	) 2
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項		) 1
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方		) 1

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

改正案	現行
<p>職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 カリキュラム</p> <p>(1) 職長等教育講師養成講座のカリキュラムは別紙1、職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムは別紙2のとおりとし、これらに示した表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、表の中欄に掲げる範囲について表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。</p> <p>(2) 別紙1及び別紙2中の科目6「その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること」の範囲である「労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法」については、ヒューマンファクター、ヒューマンエラー等を含む趣旨であること。</p> <p>(3) 別紙1及び別紙2中の科目7「教育技法に関すること」の範囲のうち、「指導案の作り方」については、教材の作り方も含む趣旨であること。なお、「指導案」とは、それぞれの科目をどのように教育するかについての計画を示したものの一般的呼称であり、このような目的に沿ったものであれば、その名称は問わないものであること。具体的には、「講義計画」、「手引き書」等がこれに該当するものであること。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(2) 別紙1及び別紙2中の科目7「教育技法に関すること」の範囲のうち、「教材及び指導案の作成」については、受講者各人に労働安全衛生規則第40条第2項に規定する事項の中から2以上の事項を選定し、これらについてそれぞれ指導案</p>	<p>職長等教育講師養成講座、安全衛生責任者教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について</p> <p>なお、中央労働災害防止協会又は建設業労働災害防止協会の安全衛生教育センターにおいて、本カリキュラム及び実施方法に則した講師養成講座を平成13年度から実施する予定である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 カリキュラム</p> <p>(1) 職長等教育講師養成講座のカリキュラムは別紙1、安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムは別紙2、職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムは別紙3のとおりとし、これらに示した表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、表の中欄に掲げる範囲について表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。</p> <p>(2) 別紙1及び別紙3中の科目6「その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること」の範囲である「労働災害防止についての関心の保持」及び「労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法」については、ヒューマンファクター、ヒューマンエラー等を含む趣旨であること。</p> <p>(3) 別紙1及び別紙3中の科目7「教育技法に関すること」の範囲のうち、「指導案の作り方」については、教材の作り方も含む趣旨であること。なお、「指導案」とは、それぞれの科目をどのように教育するかについての計画を示したものの一般的呼称であり、このような目的に沿ったものであれば、その名称は問わないものであること。具体的には、「講義計画」、「手引き書」等がこれに該当するものであること。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(2) 別紙1及び別紙3中の科目7「教育技法に関すること」の範囲のうち、「教材及び指導案の作成」については、受講者各人に労働安全衛生規則第40条第2項に規定する12項目の中から少なくとも2項目を選定し、これらについてそれぞれ</p>

及び教材の作成を行わせること。

(3) 別紙1及び別紙2中の科目8「役割演技」については、受講者全員に対して課題の発表を行う機会を確保すること。なお、各人が行う発表及びそれに関連する講師の講評、他の受講者のコメント等を併せた時間として、1回当たり13分を確保するとともに、「役割演技」全体についての講師総括又は討議の時間として20分を確保すること。

(4) 別紙1及び別紙2中の科目9「災害事例研究」のうち、演習については、監督者として必要な災害原因の究明及び対策の樹立について、具体的な事例に基づいて検討を行わせること。

3 職長等教育講師養成講座修了者又は安全衛生責任者教育講師養成講座修了者が本通達で定める他の教育の講師となる場合について

職長等教育講師養成講座を修了している者が、職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合又は平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の本通達の別紙2に示す安全衛生責任者教育講師養成講座を修了している者が、職長等教育の講師若しくは職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合については、別紙2に掲げる職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムに示した科目のうち、既に修了した講座のカリキュラムにおいて修めていなかった科目について受講すれば足りるものであること。

指導案及び教材の作成を行わせること。

(3) 別紙1及び別紙3中の科目8「役割演技」については、受講者全員に対して課題の発表を行う機会を確保すること。なお、各人が行う発表及びそれに関連する講師の講評、他の受講者のコメント等を併せた時間として、1回当たり13分を確保するとともに、「役割演技」全体についての講師総括又は討議の時間として20分を確保すること。

(4) 別紙1中の科目9、別紙2中の科目6及び別紙3中の科目9「災害事例研究」のうち、演習については、監督者として必要な災害原因の究明及び対策の樹立について、具体的な事例に基づいて検討を行わせること。

3 職長等教育講師養成講座修了者又は安全衛生責任者教育講師養成講座修了者が本通達で定める他の教育の講師となる場合について

職長等教育講師養成講座を修了している者が、安全衛生責任者教育の講師若しくは職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合又は安全衛生責任者教育講師養成講座を修了している者が、職長等教育の講師若しくは職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合については、別紙3に掲げる職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムに示した科目のうち、既に修了した講座のカリキュラムにおいて修めていなかった科目について受講すれば足りるものであること。

#### 4 その他

(1) 平成12年度末までに、中央労働災害防止協会安全衛生教育センターが行うRST講座(職長等教育を担当する者に必要な知識能力を付与するために行われている労働省方式現場監督者安全衛生教育トレーナー講座)を修了した者については、別紙1に定める職長等教育講師養成講座を修了したものとする。なお、中央労働災害防止協会安全衛生教育センターにおいては、平成13年度以降も本通達に定める職長等教育講師養成講座について、引き続きRST講座として実施することとしていること。

(2) 平成12年度末までに、平成12年3月28日付け基発第179号「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」に示す建設業労働災害防止協会安全衛生教育センターの行う安全衛生責任者(職長)教育講師養成講座

(CFT講座)を修了した者については、別紙1及び別紙3中の科目7「教育技法に関すること」について研鑽したことを建設業労働災害防止協会安全衛生教育センターが確認することにより、平成13年度以降に同センターが行う別紙3に定める職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者と同じに扱うこととする。

(3) 平成12年度末までにRST講座を修了した者が、安全衛生責任者教育の講師又は職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合については、別紙2又は別紙3に示すカリキュラムのうち、「安全衛生責任者の職務等」及び「統括安全衛生管理の進め方」の2科目について受講すれば足りること。

別紙1

職長等教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割	30	
	(2) 職長の役割	30	
	(3) 職長等教育の進め方	60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方	30	80
	(2) 労働者の適正な配置の方法	50	
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法	40	60
	(2) 作業中における監督及び指示の方法	40	60
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法	180*	
	(2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置		
	(3) 設備、作業等の具体的な改善の方法		
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置	60	
	(2) 災害発生時における措置		
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場の保守管理の方法	80	
	(2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80	

別紙1

職長等教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割	30	
	(2) 職長の役割	30	
	(3) 職長等教育の進め方	60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方	30	80
	(2) 作業方法の改善	40	90
	(3) 労働者の適正な配置の方法	60	
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法	40	60
	(2) 作業中における監督及び指示の方法	40	60
4 作業設備及び作業場所の保守管理に関すること	(1) 作業設備の安全化及び環境の改善の方法	120*	
	(2) 環境条件の保持		
	(3) 安全又は衛生のための点検の方法		
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置	60	
	(2) 災害発生時における措置		
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 労働災害防止についての関心の保持	120	
	(2) 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法		

7 教育技法に関する こと	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	60	360
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議		13/回 20
9 災害事例研究		40	120

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

7 教育技法に関する こと	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	60	360
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議		13/回 20
9 災害事例研究		40	120

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

別紙2

安全衛生責任者教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習
1 安全衛生責任者の 職務等	(1) 建設業の労働災害の実態 (2) 労働安全衛生関係法令等の 関係条項 (3) 安全衛生責任者の役割 (4) 安全衛生責任者の心構え	20	}
		30	
		30	
		30	
2 統括安全衛生管理 の進め方	(1) 安全衛生管理計画 (2) 安全施工サイクル (3) 安全工程打ち合わせの進め 方	100*	
		30	}
		30	
3 労働者に対する指 導又は監督の方法に 関すること	(1) 作業中における監督及び指 示の方法	40	60
4 作業設備及び作業 場所の保守管理に関 すること	(1) 作業設備の安全化及び環境 の改善の方法 (2) 環境条件の保持 (3) 安全又は衛生のための点検 の方法	120*	
		60	}
5 異常時等における 措置に関すること	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	60	
		40	120
6 災害事例研究		40	

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

別紙2

職長・安全衛生責任者教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習

別紙3

職長・安全衛生責任者教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習

1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割 (2) 職長の役割 (3) 職長等教育の進め方	30 30 60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方 (2) 労働者の適正な配置の方法	30 50	80
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	40 40	60 60
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法 (2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置	180*	
	(3) 設備、作業等の具体的な改善の方法	100*	
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	60	
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 (2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80 80	
		120	
7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	60	360
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議		13/回 20
9 災害事例研究		40	120
10 安全衛生責任者の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態 (2) 労働安全衛生関係法令等の関係条項 (3) 安全衛生責任者の役割 (4) 安全衛生責任者の心構え	20 30 30	
		30	
11 統括安全衛生管理の進め方	(1) 安全施工サイクル (2) 安全工程打合せの進め方	120*	
		30	

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割 (2) 職長の役割 (3) 職長等教育の進め方	30 30 60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方 (2) 作業方法の改善 (3) 労働者の適正な配置の方法	30 40 60	80 90
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	40 40	60 60
4 作業設備及び作業場所の保守管理に関すること	(1) 作業設備の安全化及び環境の改善の方法 (2) 環境条件の保持 (3) 安全又は衛生のための点検の方法	120*	
		60	
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	60	
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 労働災害防止についての関心の保持 (2) 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	120	
		120	
7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	60	360
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議		13/回 20
9 災害事例研究		40	120
10 安全衛生責任者の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態 (2) 労働安全衛生関係法令等の関係条項 (3) 安全衛生責任者の役割 (4) 安全衛生責任者の心構え	20 30 30	
		30	
11 統括安全衛生管理の進め方	(1) 安全衛生管理計画 (2) 安全施工サイクル (3) 安全工程打ち合わせの進め方	100*	
		30 30	

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

基 発 第 1 7 7 号  
平成 1 3 年 3 月 2 6 日  
改正 基 発 第 0 5 1 2 0 0 4 号  
平成 1 8 年 5 月 1 2 日

都道府県労働局長 殿

労働省労働基準局長

職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座に  
ついて

安全衛生教育については、平成 3 年 1 月 2 1 日付け基発第 3 9 号「安全衛生教育の推進について」及び昭和 5 9 年 3 月 2 6 日付け基発第 1 4 8 号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により推進しているところであるが、今般、これらの通達等に基づく職長等教育、安全衛生責任者教育及びこれら 2 つをあわせた職長・安全衛生責任者教育について、当該教育を担当する講師の養成講座のカリキュラム、その実施方法等を下記のとおり定めたので了知するとともに、関係事業場に対し、その周知を図らるたい。

記

1 カリキュラム

- (1) 職長等教育講師養成講座のカリキュラムは別紙 1、職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムは別紙 2 のとおりとし、これらに示した表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、表の中欄に掲げる範囲について表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。
- (2) 別紙 1 及び別紙 2 中の科目 6 「その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事」の範囲である「労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法」については、ヒューマンファクター、ヒューマンエラー等を含む趣旨であること。
- (3) 別紙 1 及び別紙 2 中の科目 7 「教育技法に関する事」の範囲のうち、「指導案の作り方」については、教材の作り方も含む趣旨であること。なお、「指導案」とは、それぞれの科目をどのように教育するかについての計画を示したものの一般的呼称であり、このような目的に沿ったものであれば、その名称は問わないものであること。具体的には、「講義計画」、「手引き書」等がこれに該当するものであること。

2 実施方法

- (1) 一回の受講者数は 3 0 人以内とすること。  
また、班を編成して行う演習については、一班の構成は 6 人程度とすること。
- (2) 別紙 1 及び別紙 2 中の科目 7 「教育技法に関する事」の範囲のうち、「教材及び

指導案の作成」については、受講者各人に労働安全衛生規則第40条第2項に規定する事項の中から2以上の事項を選定し、これらについてそれぞれ指導案及び教材の作成を行わせること。

(3) 別紙1及び別紙2中の科目8「役割演技」については、受講者全員に対して課題の発表を行う機会を確保すること。なお、各人が行う発表及びそれに関連する講師の講評、他の受講者のコメント等を併せた時間として、1回当たり13分を確保するとともに、「役割演技」全体についての講師総括又は討議の時間として20分を確保すること。

(4) 別紙1及び別紙2中の科目9「災害事例研究」のうち、演習については、監督者として必要な災害原因の究明及び対策の樹立について、具体的な事例に基づいて検討を行わせること。

### 3 職長等教育講師養成講座修了者又は安全衛生責任者教育講師養成講座修了者が本通達で定める他の教育の講師となる場合について

職長等教育講師養成講座を修了している者が、職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合又は平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の本通達の安全衛生責任者教育講師養成講座を修了している者が、職長等教育の講師若しくは職長・安全衛生責任者教育の講師となる場合については、別紙2に掲げる職長・安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムに示した科目のうち、既に修了した講座のカリキュラムにおいて修めていなかった科目について受講すれば足りるものであること。

## 職長等教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間 (分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割	30	
	(2) 職長の役割	30	
	(3) 職長等教育の進め方	60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方	30	80
	(2) 労働者の適正な配置の方法	50	
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法	40	60
	(2) 作業中における監督及び指示の方法	40	60
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法	} 180*	
	(2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置		
	(3) 設備、作業等の具体的な改善の方法	100*	
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置	} 60	
	(2) 災害発生時における措置		
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	80	
	(2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80	
7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方	60	360
	(2) 教材及び指導案の作成		
8 役割演技	(1) 個人発表等		13/回
	(2) 全体討議		20
9 災害事例研究		40	120

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

## 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間 (分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割	30	
	(2) 職長の役割	30	
	(3) 職長等教育の進め方	60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方	30	80
	(2) 労働者の適正な配置の方法	50	
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法	40	60
	(2) 作業中における監督及び指示の方法	40	60
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置に関すること	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法	} 180*	
	(2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置		
	(3) 設備、作業等の具体的な改善の方法	100*	
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置	} 60	
	(2) 災害発生時における措置		
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	80	
	(2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80	
7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方	60	360
	(2) 教材及び指導案の作成		
8 役割演技	(1) 個人発表等		13/回
	(2) 全体討議		20
9 災害事例研究		40	120
10 安全衛生責任者の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態	20	
	(2) 労働安全衛生関係法令等の関係条項	30	
	(3) 安全衛生責任者の役割	} 30	
	(4) 安全衛生責任者の心構え		
11 統括安全衛生管理の進め方	(1) 安全施工サイクル	120*	
	(2) 安全工程打ち合わせの進め方	30	

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師  
養成講座のカリキュラムの対応関係

科目	範囲	職長等教育講師養成(分)	職長・安全衛生責任者教育講師養成(分)
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割 (2) 職長の役割 (3) 職長等教育の進め方	30 30 60	30 30 60
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関する事	(1) 作業手順の定め方 (2) 労働者の適正な配置の方法	110* 50	110* 50
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関する事	(1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	100* 100*	100* 100*
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法 (2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方法	180* 100*	180* 100*
5 異常時等における措置に関する事	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	60	60
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 (2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80 80	80 80
7 教育技法に関する事	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	60 360	60 360
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議	13/回 20	13/回 20
9 災害事例研究		160*	160*
10 安全衛生責任者の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態 (2) 労働安全衛生関係法令等の関係条項 (3) 安全衛生責任者の役割 (4) 安全衛生責任者の心構え		20 30 30
11 統括安全衛生管理の進め方	(1) 安全施工サイクル (2) 安全工程打合せの進め方		120* 30

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。